



2022 年 1 月 28 日

各 位

会 社 名 亀田製菓株式会社

代表者名 代表取締役社長 COO 佐藤 勇
(コード番号 2220 東証第 1 部)

問合せ先 取締役 CFO 兼 管理本部長 小林 章
(TEL 025-382-2111)

株式会社久慈食品に対する仮処分命令申立てに関する和解成立のお知らせ

当社は、2021 年 12 月 7 日付「株式会社久慈食品に対する差止め等仮処分命令申立てに関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、株式会社久慈食品に対して、当社が製造・販売する「亀田の柿の種」（以下「当社製品」といいます。）と類似する商品「柿ピー21 袋」（以下「相手方製品」といいます。）の製造・販売の差止め等を請求する仮処分命令申立て（以下「本件申立て」といいます。）を東京地方裁判所に行い、手続を進めておりましたが、本日、和解が成立しましたので、お知らせいたします。

記

1. 本件申立ての提起から和解に至るまでの経緯

当社は、株式会社久慈食品が製造・販売していた相手方製品のパッケージデザインが、当社製品のパッケージデザインと類似しており、お客様が相手方製品を当社製品と誤認する恐れがあると思料したことから、相手方製品の製造・販売の差止め等を求め、本件申立てを行いました。

当社は、これまで本件申立てへの対応を進めてまいりましたが、株式会社久慈食品が相手方製品のパッケージデザインの使用中止及び新デザインへの変更、相手方製品及びその包装資材の廃棄等の請求に応じたことから、お客様の誤認混同を防止し、当社製品のブランドを保護するという当社の目的が達せられると判断し、株式会社久慈食品と和解いたしました。

2. 和解の内容（概要）

- (1) 株式会社久慈食品は、現在の相手方製品の製造・販売を 2022 年 1 月末をもって終了する。
- (2) 株式会社久慈食品は、2022 年 1 月末時点で保有する現在の相手方製品用包装資材を廃棄する。
- (3) 株式会社久慈食品は、2022 年 2 月以降に製造・販売する相手方製品のパッケージデザインを変更する。

3. 今後の見通し

本件和解による当社業績へ与える影響は軽微であり、2022 年 3 月期の連結業績予想に変更はございません。

4. その他

相手方製品の新旧パッケージ比較



当社は、お客様の誤認混同の防止及び当社製品のブランド保護のため、今後も類似品を取り扱う業者に対して、毅然とした態度で臨んでまいります。

以上